

# 沖縄県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との 包括的連携に関する協定書

沖縄県(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)とは、沖縄県における連携事業の実施について以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会及び日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築に向けて、甲及び乙が緊密に連携・協力し、双方が有する資源を活用した協働の取組を実施することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に寄与することを目的とする。

## (連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携し協力する。

- (1) 防災・減災に関すること
- (2) 暮らしの安心、安全に関すること
- (3) 中小企業振興に関すること
- (4) 観光振興に関すること
- (5) 女性活躍に関すること
- (6) その他、本協定の目的に適合すること

2 前項の連携・協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

## (守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による連携・協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

## (変更及び解除)

第4条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

## (疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月15日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 デニー



乙 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 西澤 敬二

